

令和7年度（2025年度）農業参入受入体制整備事業業務委託

企画コンペ実施要領

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）農業参入受入体制整備事業業務委託

2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

4 委託契約の上限額

9,547,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※但し、この金額は企画提案の目安となる金額であり、予定価格はこの範囲内で別途定める。
（消費税率は10%）

5 スケジュール（予定）

(1) 公告（県HP）	令和7年（2025年）4月23日（水）
(2) 質問書提出期限	4月30日（水）
(3) 参加申込書提出期限	5月9日（金）17時必着
(4) 企画提案書提出期限	5月21日（水）17時必着
(5) 選定審査会	5月23日（金）
(6) 選定結果通知	速やかに実施
(7) 契約内容協議・契約締結	速やかに実施

6 参加資格要件

次の各項目を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 県内もしくは九州内に本店又は支店等（営業所含む）を有する法人であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の

- ①及び②に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③暴力団員でなくなったら日から5年を経過しない者
 - ④自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者。

7 提出書類及び提出方法

企画コンペへの参加希望者は、以下、(1)～(3)により必要書類を提出するものとする。

(1) 参加申込書【様式1】

- ① 提出方法 持参、郵送又は電子メール
※電子メールの場合は、併せて担当者（堀）宛に電話連絡し、おって原本を提出すること。
- ② 提出期限 令和7年（2025年）5月9日（金）17時必着
- ③ 提出先 熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
TEL：096-333-2377
メールアドレス：hori-ydi@pref.kumamoto.lg.jp

(2) 質問書【様式2】

- ① 提出方法 電子メール（※口頭による質問は受け付けない。）
※メール送付後に電話で到着確認をすること。（TEL 096-333-2377）
- ② 提出期限 令和7年（2025年）4月30日（水）17時必着
- ③ 提出先 熊本県農林水産部流通アグリビジネス課
メールアドレス：hori-ydi@pref.kumamoto.lg.jp
- ④ 回答 質問者を匿名として全ての参加者に対して行なう。なお、受付期間後の質問については原則として回答しない。

(3) 企画提案書【様式3】及び「事業者の取組に関する申出書」【様式4】

- ① 提出内容 ・企画提案書
※提案書表紙、事業の概要、事業の提案内容、概算見積の順で編纂すること。
※プレゼンテーションの時間（20分程度）を踏まえ、要点を押さえた内容とすること。・その他添付書類（会社概要等）
- ② 提出部数 5部（原本1部、副本4部）
- ③ 提出方法 持参又は郵送

- ④ 提出期限 令和7年（2025年）5月21日（水）17時必着
- ⑤ 提出先 熊本県農林水産部流通アグリビジネス課
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

8 審査の実施

（1）審査方法

県が設置する審査会に、提出された企画提案の内容について、書面及び提案者のプレゼンテーションによる審査を行ない、1位を選定した選考委員が多い企画提案者を本業務に適した契約候補者として選定する。

審査会の選考委員は、熊本県職員の中から、業務の関連または業務実績を考慮し、5名を選出する。

※審査会の場所等詳細については、企画提案書の提出があった者に別途通知する。

（2）審査基準

- ① 審査会では、企画提案書及び参加者からのプレゼンテーション内容を、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、1位を選定した選考委員が多い企画提案者を本業務に適した契約候補者とする。ただし、参加申込者が多数の場合は、提出された企画提案書を書類審査し、採用しうると判断された者のみを選定参加者の有資格者とする。
- ② 1位を選定した選考委員が同数の場合は、得点の高い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- ③ 企画提案書の選考委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×5人＝500点とする。また、最低基準を50点×5名＝250点とし、最低基準に満たなかった場合は、委託候補者該当なしとし、再度企画コンペ参加業者を公募、企画を募集する。
- ④ 提案者が1者の場合においても、その者の得点が250点以上の場合にその者を選定する。

審査項目	評価の視点
1. 企画提案 (50点)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村を対象とした講義カリキュラム(8コマ)を提案しているか。 ・県内既参入企業を対象としたセミナーの内容は、経営発展等課題解決につながるものであるか。 ・交流会の内容は効果的であるか。 ・市町村個別フォローアップについて、効果的な内容であるか。 ・業務目的を達成するために有効な追加提案等があるか。

2. 業務遂行能力 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して、企業の農業参入促進のための適切なアドバイス等が可能か。 ・他自治体等における過去の企業の農業参入支援の実績等はあるか。 ・農業参入企業として有望な企業を10社以上リストアップしているか。
3. 業務実施体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を適切に実施するための、運営体制を有しているか。 ・本業務を計画的に実施することが可能であるか。
4. 経費 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的で妥当な経費が見積もられているか
5. 働く環境の整備 (1点)	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県ブライト企業の認定を受けていること
6. 多様な人材の活躍 (1点)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること
7. 環境配慮 (1点)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認定書の交付実績（今年度又は前年度）があること。
8. その他持続可能な社会の実現 (各1点)	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県SDGs登録制度に登録していること。 ・パートナーシップ構築宣言に登録していること。

9 結果の通知

企画コンペの結果（提案の採否）は、企画提案書を提出した者全員に、後日電子メールにより通知する。

なお、選考理由又は結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。

10 契約の締結

(1) 契約締結手続き

審査会で選定した契約候補者と、仕様について調整し、調整後の仕様にて見積を徴取する。

見積を徴した結果、妥当と判断されれば、契約候補者と委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、あるいは契約候補者が辞退した場合は、審査会の次点提案者と、契約締結について協議する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、県が指定する日時までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付する必要がある。

ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

1 1 その他

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 企画コンペの参加申し込みが1者であっても、企画コンペを実施する。
- (5) 参加申し込み後に参加を取り下げる場合は、理由等を記載した取下げ申出書（任意様式）を提出すること。
- (6) 企画提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある。
- (7) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

1 2 問い合わせ先（書類の提出先）

※電子メールの場合は、併せて担当者（堀）宛に電話連絡し、おって原本を提出すること。

熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課

企業参入・6次化支援班 堀

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2377